

公開講演会記録

アーカイブス 中国残留孤児・
残留婦人の証言

元上智社会福祉専門学校講師 藤沼敏子



1. はじめに

1990年頃、私は日本語教師をしていました。そのとき、中国残留婦人の村上米子さんと出会いました。彼女は岩槻市の県営住宅で開催されていた中国帰国者のための日本語教室の世話人をしていました。彼女の語るそれまでの人生経験に圧倒され、同じ団地に住む残留婦人たちにもお話を伺いました。それから私の関心は日本語教育から中国帰国者の福祉問題へと移っていききました。

あれから30年以上が経ち、さまざまな出来事、出会いがあり、紆余曲折がありました。途中、中断もしましたが、多くの方に協力いただいて、中国残留孤児・婦人たち、先の戦争に関わる満蒙開拓青少年義勇軍、従軍看護婦、軍人、サハリン残留者、沖縄、台湾、満州からの早期帰国者などへのインタビューは、いつの間にかおよそ250人になっていました。

ホームページ「アーカイブス 中国残留孤児・残留婦人の証言」を2013年に立ち上げ、インタビューをしてはホームページにアップし、一人ひと

りのお話を文章にまとめる作業をしてきました。そして、4冊の書籍を上梓しました。2019年に『不条理を生き貫いて 34人の中国残留婦人たち』（2022年に改訂版を出版）、2020年に『あの戦争さえなかったら 62人の中国残留孤児たち（上）―北海道・東北・中部・関東編―』『あの戦争さえなかったら 62人の中国残留孤児たち（下）―関西・山陽・四国・九州・沖縄・中国の養父母編―』を上梓し、『2021年、612冊の応募の中から日本出版文化賞の大賞を受賞』、2021年に『WWII 50人の奇跡の命』で満蒙

開拓青少年義勇軍、従軍看護婦、軍人、サハリン残留者、沖繩、台湾、満州からの早期帰国者の体験をまとめ出版しました。

これまでホームページに公開してきたインタビューの総数は185人。そのうち書籍に掲載したインタビュー総数は146人でした。また、YouTube掲載実数はおよそ224人（うち、限定公開16人）。ビデオテープの劣化、不意などによってYouTubeに掲載できなかった人は約30人。実は、1990年前後のインタビュー動画は、残念なことにビデオが古すぎて業者に出してもほとんどデジタル再生処理ができませんでした。ところが、NHKが残留婦人の番組を作りたいと、2022年3月にわが家に来て、「未発表のビデオはないか」と古いビデオテープを探し回り、数本ですが復元に成功しました。そんなわけだけでインタビュー総数はおよそ250人になります。

2. 出会いに導かれて

最初の出会いである村上米子さんの住む団地に通っていると、問わず語りに残留婦人としての経験を語ってくれました。敗戦直後の艱難辛苦と、強い望郷の思いを抱えながらも遅々として帰国できなかった歳月の長さ、帰国後の生活の困難さなどを聞いて、強い衝撃を受けました。個人的な興味から同じ団地に住む7人の残留婦人にもお話を伺いました。特に生活保護受給をめぐる彼女たちの嘆きを聞き、「福祉は何をしているのか」と、強い怒りを禁じ得ませんでした。生活保護が中国帰国者の生活保障制度としてそぐわないばかりか、彼らの人権さえも侵害し、人としての尊厳を傷つけていると思いました。「孫に小遣いをやってはいけない」「遠くから会いに来た娘に」お昼ご飯をタダで出していない。そんな余裕はないはずだ」などと言われた。大学院に進学し中国帰国者の福祉問題について調べたいと思いました。

2人目の出会いは、NPO中国帰国者の会（三鷹）事務局長・長野浩久氏との出会いでした。彼は会長・鈴木則子氏とともに、長春や瀋陽で日本への帰国の順番を待つ残留孤児たちのために日本語教室を開いたり、肉親捜しや帰国支援と帰国後の生活支援というように広範囲な支援に明け暮れていました。裁判の傍聴に連れて行っていただいたこともありました。彼を通して中国帰国者の置かれている問題の奥深さを知らされました。

3人目の出会いは、元中国残留孤児問題全国協議会会長・庵谷磐氏です。当時、さまざまな疑問を長野氏にぶつけていたので、「詳しい人を紹介する」と言って、8月の暑い日に目黒の自宅に連れて行ってくれました。それから何度庵谷磐氏のお宅を訪問したか知れませんが、栗の渋皮煮を食べるたびに、奥煮の美味しかったことを思い出します。いくつかの中国帰国者支援団体のキーパーソンを紹介してくださったり、多くの関連資料を提供してくださったりしました。それが「年表・中国帰国者問題の歴史と援護政策の展開」（『中国帰国者定着促進センター紀要』第6号）執筆への足掛かりとなりました。いつも

何を聞いても的確な返事が返ってきました。2階に行って私の疑問に関する関連資料を探してコピーしてください、訪問の2、3日後には郵便で補足資料が届くということもありました。今思うと、疑問点にすぐ答えてくれる人がいたということはなんと幸せなことだったのでしよう。そしてある日「孤児の先行裁判として残留婦人の裁判をしましょう。一緒に発起人になってください」と言われ、残留婦人を生活保護のまま死なせたくないという思いがずっとありましたので快諾しました。ところが、何か集まりを持った後に、わが家の生活基盤が危ぶまれる事態が発生し、研究からも仕事からも手を引いて家業に従事しなければならなくなりました。

それから10数年の歳月が流れ、4人目の出会いは満蒙開拓平和記念館設立準備室（飯田日中友好協会内）事務局長の小林勝人氏です。ある日突然彼から私の職場に電話が入りました。電話番号は所沢の中国帰国者定着促進センターで教えてもらったということでした。「2013年4月、満蒙開拓平和記念

館がオープンするので、来ませんか。記念館に年表を作るのに、『年表・中国帰国者問題の歴史と援護政策の展開』を参考にさせてください」というものでした。ちょうど家業の廃業を間近に控えていたので、オープンには行けませんでした。7月にのびやかな気持ちで記念館を訪問することができました。帰り道に1990年代にお会いした残留孤児・婦人たちが数人を立科、佐久、御代田、軽井沢に訪ねると、すでに鬼籍に入られていたり、転居先不明だったりしました。「時間が無い！ 急がなっちゃー」という思いが強くなりました。小林さんとの出会いとなったこの旅行がきっかけになって、家業に従事していた十数年の空白期間を取り戻すかのように取材旅行に加速がついて、全国に赴くようになりました。

3か月かけてホームページを自分で作り、取材としてはインタビュー動画をアップし、少しずつインタビュー内容を文章にまとめていきました。これはとても大変な作業でしたが、私自身、知らなかったことが多く、一人ひとりのお話は興味

深くて、お顔の皺と方言に魅せられて、彼らの人生に引き込まれていきました。

そして、インタビューした人が200人を超え、そろそろ取材から本を出すことに軸足を移さなくてはいけないと思いはじめた頃、二人の恩師が期せずして出版社を紹介してくれました。二つの出版社から出版のアドバイスをいただき、それまでぼんやりとしていた出版構想が明確になっていきました。プロの編集者からのアドバイスは、異口同音に「証言集は売れない。厚い本は売れない。一般人向けに、書きたいことのエッセンスだけ凝縮して、200頁前後の一冊にまとめる。それならうちの出版社から出せば、図書館・学校を中心にある程度は売れます」と、言われました。長年出版業界で活躍してきた編集者たちの助言は、きつと正しい。「分厚い証言集は売れない」だろう。証言をまとめているときだったので、この労働から解放されたらどんなに楽になるだろうと、正直心が動きました。しかし、納得しきれない自分がいました。私がしたいことは「彼らの人生を歴史の中に埋

もれさせたくない」「日中の狭間でもみくちやにされてきた彼らを主人公にして歴史の中に一人ひとり誇り高くすくくと立たせてあげたい」「自分の辛酸に満ちた人生を肯定して残りの人生を生きていってほしい」ということで、証言を集め本にしようとしているわけだから、初心を貫こうと決めました。本屋に並んで手に取りやすい売れる本を出版したいのではなくて、一人ひとりの「声を残すこと」だということがはっきりしました。インタビューに応じてくれて泣きながら語ってくれた彼女たちの人生をたくさんの人に知っていただきたい。そのためには、彼女たちの語りからエッセンスを抽出した「私の本」ではなくて、彼女たちが主人公の「彼女たちの本」を作りたいということでした。

そこで、日本にたった1軒だけのレア苗字を持つ叔母と従妹の「津成」という名前を付けた津成書院という一人出版社を立ち上げ、出版へと動き出しました。振り返ってみると、出会いに恵まれ支えられて今日まで来たということが実感できます。

3. 中国帰国者問題の歴史と援護政策の展開

所沢にかつてあった中国帰国者定着促進センターで発行された紀要第6号(1998)に、「年表・中国帰国者問題の歴史と援護政策の展開」という論文を載せました。私のホームページを見て問い合わせる学生と話していると、当然のことかもしれませんが、歴史的な経緯についての共通認識が持てていないことに驚かされます。怖いのは、マスコミ関係者の一部もまったく誤った認識をし、それを流布している場合があるということです。誤った認識が事実であるかのように世間に広まり独り歩きするのは見過ごせません。ですから、どのような歴史的経緯があったのか、調べたことを記したいと思います。「国等の責務」が明記された「支援法」成立までを論文の中から抜粋要約します。また、論文はネットで公開されておりますので詳しく知りたい方はそちらを参照してください。

1956(昭和31)年、厚生省は引揚者在外事実調査を全国都道府県知事に委託し、81万5330世帯の調査が行われました。その結果、昭和32年5月「引揚者給付金等支給法」が成立しました。在外財産補償には触れず、見舞い金のような性格だったようです。引揚者が受けとる金額は、終戦時に①50歳以上の者2万8000円、②30歳以上の者2万円、③18歳以上の者1万5000円、④18歳未満の者7000円。死者に対しても、終戦時の年齢によって右のとおり給付されました。1953年3月5日、日赤等3団体(日中友好協会、日本平和連絡委員会)が、国交のない中、人道的立場から交渉を行い、中国紅十字会と「北京協定」を結び、後期集団引揚が再開しました。残留「新中国の建設に必要とすなれば強制的に留用された人々(医師、看護師、各種技術者などの専門職集団)や進んで新中国の建設に貢献しようとした人々」していた技術者および家族など日本人の大半が引き揚げました。しかし、中国人との間

にできた子どもは連れて帰ることはできなかつたため、泣く泣く残留した婦人も大勢いました。

1956（昭和31）年6月28日、日赤等3団体と中国紅十字会との間で、いわゆる「天津協定」が結ばれ、正式国交のない中で、夫や子どもたちのために引き揚げるのができない女性たちに一時帰国の道が開かれました。戦犯335名、中国人と結婚した残留婦人、居留民、その他の帰国または里帰りが実現「1956（昭和31）年7月3日第13次船、8月1日第14次船、9月5日第15次船、1957（昭和32）年6月25日第16次船興安丸、舞鶴港に入港」しました。

1957（昭和32）年10月20日には、中国紅十字会訪日代表団が来日し、中国残留日本人調査人名簿と遺骨名簿を公表し、1958（昭和33）年3月4日には、永住帰国者400名以上、遺骨2000柱以上を送還する旨を、中国紅十字会会長李徳全女史より北京訪問中の勝間田清一氏「1908年2月11日〜1989年12月14日。政治家。日本社会党委員長、政審会長、国対委員長、衆議院副

議長を歴任」に伝えられました。

しかし、1958（昭和33）年5月2日、長崎国旗事件が起こり、岸元首相の中国敵視政策により、日中国交断絶に入っていました。1961（昭和36）年、引揚援護局は援護局と改称し日赤・中国紅十字会に、帰国希望日本人の出国許可など個別に引き揚げの援助等申し入れを行って、民間・市民レベルでの努力で引き揚げは細々と続いていました。1972年の国交正常化の少し前（5〜6年）から、日中双方の合意のもと日本への帰国希望者を通達や通知などで緩く受け入れ始めていました「厚生省援護局通知（援発406号、1046号、1210号）等」。帰国が始まると、多くの方は出身地であり身元引受人が住む故郷の田舎に帰っていきました。しかし、そこでも職を得ることは困難でした。また、中国社会は都会と農村では、収入格差が大きく、農村（農村戸籍）から都会に移り住むことはなかなかできませんでした。日本に来たこの機会に、仕事の選択肢も多い都会に住みたいと思う人が増え、都市部へ

の希望が集中しました。

最初の頃は、本来の目的とは乖離しているけれど、親戚や身元引受人が面倒をみられない場合は、塩崎荘などの更生施設「生活保護法による保護施設のひとつ。身体上または精神上の理由により養護および生活指導を必要とする者を收容して、生活扶助を行うことを目的とするもの」が中国帰国者を受け入れていました。有志により塩崎荘の中にも日本語教室が開設されました。受け入れ制度が何もない中、現場職員の工夫と努力に依存していましたが、さまざまな混乱が生じ問題は頻発していました。

1972（昭和47）年の国交正常化以降、中国残留邦人の一時帰国、永住帰国が始まり、中国帰国者に対する援護政策は、終戦直後の引き揚げに関する指令に基づく施策の延長として、その法的根拠を欠いたまま「通知」や「通達」などの行政施策のみで対処されてきました。そのため「肉親捜し」においても「帰国」においても、民間主導、厚生省の追従が続きました。

1974年から、民間の手により肉

親捜しが始められ、翌年から厚生省による調査も始まりました。1973（昭和48）年には、「日中友好手をつなぐ会」〔映画「望郷の鐘」の山本慈昭氏が有名。手をつなぐ会に寄せられた肉親捜しの依頼などの手紙、写真などを『朝日新聞』が取り上げると、大きな反響が寄せられた。民間の手による本格的な肉親捜しが始まる〕「中国帰国者三互会」「春陽会」「凍土の会」などのボランティア団体が立ち上がり、1974（昭和49）年8月15日、『朝日新聞』が「生き別れた者の記録」として大きく報じ、世論の関心が集まるところとなりました。翌1975（昭和50）年3月12日、厚生省は、終戦時中国に残留させられた日本人孤児の身元調査のため、第1回の肉親捜しの公開調査を始めました（『朝日新聞』）。

中国から日本へ永住帰国ないし里帰りした日本人関係者は、9月末現在で約1000家族、約2200人と北京の日本大使館は発表しました（『読売新聞』1975年10月10日）。しかし、11月22日、法務省は中国帰国者の入国に関して原則として外国人として取

り扱うと通達を出しました（法務省入管局登録課長発第826号、第9669号）。そのため、日本に国籍がありながらも、「帰化」を強いられるといった理不尽なことが行われました。『不条理を生き貫いて 34人の中国残留婦人たち』の第2章に登場する中島千鶴さん（長野県）は、日本国籍があり、再三ボランティアの支えで裁判所に赴き、帰化を拒否しましたが、裁判をする資金もなく最終的には帰化を受け入れざるを得ませんでした。そのため、中国残留邦人支援法（旧）ができたときに、「対象外」とされてしまいました。その後支援者の熱心な働きかけで支援法の適用となったケースです。また、『あの戦争さえなかったら 62人の中国残留孤児たち（下）』の証言42に登場する奥山イク子さんは、帰化を拒否して裁判を起こし勝利しました。これ以降、日本国籍のある中国残留日本人の帰化はなくなりました。

厚生省は当初、永住帰国の門戸を狭くし、国費帰国は原則として「身元未判明孤児のみ」（援発206、208号）

を対象としており、その場合にのみ厚生省が帰国手続きを行ってきました。残留婦人や身元判明孤児は自費帰国で、本人または親族が負担し、どうしても負担できないときは、その旨の申し立てを行って、認められた場合には厚生省が負担するという方策をとっていました。ですから当初、身元判明孤児は日本に住む親族の援助で自費帰国しました。

入国管理局では、外国人と同じ扱いであるため、「身元保証人」が必要とされ、出入国管理及び難民認定法上の身元引受人に、「身元保証人」が位置づけられました。連帯債務が生じた場合には、財団法人中国残留孤児援護基金がその責を負うことになっています。親族が日本への帰国を嫌がって身元引受人を拒み「財産分与の問題や、経済的支援ができないなどの理由で断るケースが多かった。また、身内に中国帰国者がいることで、「満州帰り」が知られることを恐れ、古傷に触れられることなどを避けたためと考えられる」、日本へ帰国できないというケースが多発しました。そのため、途中から親族の同意がなくても、代わりに満蒙開拓団を送り出した側の

市町村の職員や、支援者が身元引受人になれるような制度「特別身元引受人制度」ができました。

1984（昭和59）年、所沢市に中国帰国者定着促進センターが開所し、日本語指導、定着自立指導が開始されました。国内の中国残留孤児の引揚援護政策が遅々として進まない中、1984年、中国残留日本人孤児問題の解決に関する日中政府間口上書「庵谷馨氏の話では、中国政府から、早く帰国させるようにと促されてきた口上書だという」によって、初めて日本の親族の有無にかかわらず、日本への永住許可が可能になり（残留婦人については、先送り）、残留孤児の帰国が実現できるようになりました。

この間、さまざまな民間ボランティア団体が各地で活動を始め、それぞれ引き揚げ支援や生活支援を行っていました。ボランティアでは解決できない多くの問題を抱えながら各団体でロビー活動もしていました。特に長野県の阿智村から毎月のように厚生省に折衝に通っていた日中友好手をつなぐ会の山本慈昭氏の活動は有名でした。各団体が互いに、



前列左から、三互会・和泉氏、同友会・庵谷馨氏、国際善隣協会・藤沼氏、中国大使、山本慈昭氏、郡司彦氏、菅原幸助氏。1984年5月（写真提供：山永妙子氏）

意見交換を行いそれらを集約し、要望をまとめて政府と交渉する組織として、中国残留孤児問題全国協議会が1984年に結成され、長くその会長を庵谷馨氏「元満鉄職員で、『撫順炭礦終戦の記』を著している。長く満鉄会理事」が担っていた。唯一の政府との交渉機関でしたが、その任務を全うすることなく解散してしまいました。原因を庵谷馨氏（中国帰国者問題同門会）と千野誠二氏（中国残留孤児の国籍取得を支援する会）、沼波万里子氏（中国残留孤児問題全国協議会理事）が運営する中国帰国者のための日本語教室を手伝っていた山縣紀子氏、三者に尋ねると、三人とも同じ返答内容でした。「発言力の強い一人の人のスタンドプレーが目立ち、反対意見を恫喝するような雰囲気にならなくなった。一人ずつ抜けていった」ということでした。温度差はあれ、国が積極的な施策をとらない中、多くの民間ボランティア団体は、中国残留孤児たちの引揚援護に尽力しました。朝日新聞をはじめマスコミ各社が取り上げるようになると、ボランティア

団体には全国各地から多額の寄付も寄せられるようになりました。帰国を待つ孤児たちのために、瀋陽、長春で日本語教室を開催していたところ(中国帰国者の会、その他)もありました。

すでに帰国ラッシュは始まっており、1988(昭和63)年3月8日、自立研修センター(第2次センター)を全国に15か所設置することになりました。山形、埼玉、千葉、東京、神奈川、長野、愛知、大阪、京都、兵庫、広島、高知、福岡、長崎、鹿児島です。その方針は、「適度の集中と適度の分散」とされ、都市への集中や、特定の自治体への集中をかわすことが意図されました。背景には、自治体による受け入れ体制の差異は口コミによって帰国者の間に、「〇〇天国、△△地獄」というように広まり、東京や大阪などの都市部への集中を生んでいたことがあげられます。「自治体によっては、生活保護の基本原則を無視し、中国帰国者については、一律に帰国直後の3か月間のみというところもあれば、いっさい支給しない『あの戦争さえなかったら』上巻の証言28、29」というところもあった。財政が

豊かな都市部では、本来の生活保護の原則が適用される場所が多かった」。

また、身元の判明した残留孤児は、肉親が受け入れを拒否すると帰国できませんでしたが、1989年から可能になりました。残留婦人等は、1991年から帰国可能になりました。1993年の中国残留婦人「12人の強行帰国」は、世間の注目を集め、議員立法「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」(1994年)成立の契機となりました。それまでの残留孤児・残留婦人に対する援護政策は、基本的には「個人的な問題」として、本人ないし肉親が自分で解決、処理すべき問題で、それができないときに初めて政府ができる範囲、必要な限度で援助するとの姿勢で扱われてきました。この「支援法」によって、初めて「国等の責務」としてその責任の所在が明確にされました。

その後、2008年1月、支援法の改正法である新支援法ができましたが、多くの課題は積み残されたままでした。親族の支援などがなく自費で帰らざるを

得なかった貧しい農村部の人々は、ただ黙々と順番が回ってくるのを待っていて、帰国できることになったときには中高老年になっていたという人も少なくありません。50代、60代になって帰国した2世3世は、日本語学習が高い壁になり、やっと日本に帰国できても、就労や社会生活への不適應などの問題を抱え、経済的にも立ち行かなくなり、親族の援助に頼る生活になりがちで、諦めてまた中国に戻っていくというケースもあります。満蒙開拓の歴史やその後の援護政策を丹念に調べてみると、敗戦のときだけでなく、その後も何十年と中国残留日本人をあからさまに拒み続け、棄民政策が続いていたと言わざるを得ない状況がみてとれます。2世3世への生活支援サービスや生活保障制度を早急に確立すべきときであると思います。

4. 書籍と動画、二つの媒体で証言を残す試み

膨大な語りをありのままに編集なしでホームページに載せ、書籍とインター

ネットと、二つの媒体で証言記録を残すということは、たぶんどなたもしていないことだと思えます。本を読んで動画を見れば、確かに「その人」は存在し語っています。4冊の本の読者がご自身の目や耳で、ビデオを通して証言者の表情、しぐさ、声のトーン、顔に刻まれた皺、息遣いなどから証言内容を確認することができます。

日本と中国の歴史に翻弄されながら生きてきた残留孤児・婦人たち、先の戦争に関わる人々へのインタビューは、いつも驚きの連続でした。戦後生まれの私などの想像を超える艱難辛苦を生き貫いてきた彼らの話す一言一言を漏らさず掬い上げようとしても、その話題に踏み込むことによって、話し手を傷つけてしまうのではないかという自身の躊躇から、指の間からすり抜けるのを見送るだけのときもありました。

「2歳の妹をここで、牡丹江で、川に流したの」と聞かされても、看護婦として保健婦として生きてこられた中島多鶴さんに、私は何の反応もできませんでした。また、高齡の残留婦人が、

「(ソ連兵に) みんなやられたのです」と、言っても「あなたもですか?」とは、聞き返すことはできませんでした。「行間を読む」のは文章に限ったことではありません。

一方で、ホームページや YouTube の動画を観た視聴者が、本で証言を確認するということもできます。インターネットと書籍と両方で証言者の人生に触れていただき、彼らの語る人生の背景にどのような歴史があり、どのようにその中を歩んでこられたのか。複数の証言から複眼的に満州の歴史と日本の近現代史を検証することができます。それぞれの人生を通して満洲国とは何だったのか、満蒙開拓団とは何だったのか、国家とは、国民とは何だったのか。

あの戦争を生き貫いて、今を奇跡的に生きている人々の生の声、生き様をインターネット動画と書籍と2つの媒体で後世に伝える試みです。「小さい人」の過去を知り、「小さい人」の現在を理解し、私たちの未来へつなげていくために「尊敬する恩師、森弘之氏は、『インドネシアの社会と革命』の中で「小さな

人または民」からの発想で歴史を学ぶ意義を説かれている」。

(2024年3月14日・公開講演会)

筆者略歴 (ふじぬま・としこ)

元上智社会福祉専門学校・植草学園短期大学講師、元埼玉県国際交流協会日本語講座コーディネーター、元東洋大学国際教育センター日本語非常勤講師、東洋大学大学院社会福祉学修士号取得、総合研究大学院大学博士課程後期満期退学。

文化庁「中国帰国者のための日本語教育調査研究部会(試行)」二元委員。著書:『不条理を生き貫いて 34人の中国残留婦人たち』(2019年)、『あの戦争さえなかったら 62人の中国残留孤児たち(上)』(2020年)、『あの戦争さえなかったら 62人の中国残留孤児たち(下)』(2020年)、『WWII 50人の軌跡の命』(2021年)。